

制限措置(下関水産振興局管内のうち瀬戸内海に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条第1項 第1号	第14条第1項 第4号
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
1	刺し網	きす流刺し 網	5トン未満	定めなし	山口県内海	4月1日から11月30日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○
2	刺し網	すずき刺し 網	5トン未満	定めなし	別記1	5月1日から9月30日まで	山口県下関市の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
3	潜水器	潜水器	5トン未満	定めなし	別記2、別記3及び別記4	11月1日から翌年6月30日まで	山口県下関市の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
4	はえ縄	たい、はも、 あなごはえ 縄	5トン未満	定めなし	山口県内海	1月1日から12月31日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○
5	建網	建網	5トン未満	定めなし	別記5	1月1日から12月31日まで	山口県下関市の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
6	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。 ただし、別記6、別記7、別記8、別記9及び別記10の区域はこの限りでない。	1月1日から12月31日まで	山口県下関市の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
7	かご	かにかご	5トン未満	定めなし	山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。 ただし、別記6、別記7、別記8、別記9及び別記10の区域はこの限りでない。	1月1日から12月31日まで	山口県下関市の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
8	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記2、別記3及び別記4	1月1日から12月31日まで	山口県下関市の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
9	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記4及び別記11	1月1日から12月31日まで	山口県下関市の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
10	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記4及び別記12	1月1日から12月31日まで	山口県下関市の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○

**制限措置(下関水産振興局管内のうち瀬戸内海に係るもの)**

No	漁業名	制限措置: 第11条						第14条第1項 第1号	第14条第1項 第4号
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
11	げんしき 網	げんしき網	5トン未満	定めなし	別記3及び別記13	6月1日から10月31日まで	山口県下関市の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○